

奈良県職員採用(任期付職員)募集案内

〈職業訓練指導員〉

平成22年1月20日 奈良県総務部人事課

受 付 期 間 平成22年1月20日(水)~ 平成22年2月19日(金)

※ 募集に関する問い合わせ及び応募先は、

奈良県総務部人事課人事係

- 〒630-8501 奈良市登大路町30 電話 0742-27-8349 · (ダイヤルイン)

1. 募集内容

ŧ	採用職種			勤務地	採用人	予定 員	職務內容
職業訓練指導員	建	築	科		1	名	建築施工分野(施工法・工作法・測量・規矩術・木材加工)、建築構造分野(木質構造・工法・設計)等で在来工法による木造建築物の施工に関する学科と実技の指導。
	造園	技	術科	高等技術専門校	1	名	樹木・草花・地被植物の管理(剪定・植栽・維持管理)、塀、垣根の施工、園路施工等の施工に関する学科と実技の指導。
	IT:	シスラ	テム科	磯城郡三宅町 石見440	1	名	ネットワーク、データベース、WEBソフトの開発、各種アプリケーション等の利用のための計画・構築・管理、運用に関した学科と実技の指導。
	服飾ビジネス科		ネス科		1	名	子供服婦人服の縫製技能、パターンメーキング、 販売実務(カラーコーディネート、プレゼンテーション技法、商品管理)、ファッション流通、 販売、接遇マナー、パソコン操作等に関する学 科と実技の指導。

2. 任 用 期 間

平成22年4月1日から平成24年3月31日(2年間)〈予定〉

3. 応募資格

- ○次の(1)~(3)の要件をすべてみたす人
 - (1) 昭和26年4月2日以降に生まれた人
 - (2) 次のいずれにも該当しない人(地方公務員法第16条に該当しない人)
 - ・ 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む)
 - 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 奈良県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - (3) 下表の応募要件を満たす者

採用職種(科)	応 募 要 件
建築科	次のいずれかの要件を満たす者 ①職業訓練指導員免許(建築科)を有する者又は平成22年3月31日までに同免許を取得できる者 ②職業能力開発促進法第28条第3項第3号の規定に該当する者(別紙2参照) ③職業能力開発促進法に基づく技能検定(建築大工、枠組壁建築、建築図面製作、サッシ施工、バルコニー施工のいずれか)の1級又は2級の資格を有する者
造 園 技 術 科	次のいずれかの要件を満たす者 ①職業訓練指導員免許(造園科)を有する者又は平成22年3月31日までに同免許を取得できる者 ②職業能力開発促進法第28条第3項第3号の規定に該当する者(別紙2参照) ③職業能力開発促進法に基づく技能検定(造園)の1級又は2級の資格を有する者
ITシステム科	次のいずれかの要件を満たす者 ①職業訓練指導員免許(情報処理科)を有する者又は平成22年3月31日までに同免許を取得できる者 ②職業能力開発促進法第28条第3項第3号の規定に該当する者(別紙2参照) ③情報処理技術者試験規則の規定によるシステム監査技術者試験、アプリケーションエンジニア試験、ネットワークスペシャリスト試験、基本情報処理技術者試験もしくは応用情報処理技術者試験又は情報技術者試験規則の一部を改正する省令による改正前の情報処理技術者試験規則による情報処理システム監査技術者試験、特種情報処理技術者試験もしくはオンライン情報処理技術者試験の合格者
服飾ビジネス科	次のいずれかの要件を満たす者 ①職業訓練指導員免許(洋裁科)を有する者又は平成22年3月31日までに同免許を取得できる者 ②職業能力開発促進法第28条第3項第3号の規定に該当する者(別紙2参照) ③職業能力開発促進法に基づく技能検定(婦人子供服製造)の1級又は2級の資格を有する者

※外国籍の人も受験できます。

(ただし、外国籍の人については在留活動に制限のない在留の資格を有する人に限ります)

4. 選考日程・会場・合格者発表

	日程	会場	合格者発表
第一次選考	書類選考 平成22年2月19日(金) 【消印有効】までに、必要書類 を提出してください		平成22年2月26日(金) 第一次選考応募者全員に合否 通知を郵送します
第二次選考	第一次選考合格者に対して、 平成22年3月3日(水)〈予定〉 に実施します	奈良県庁<予定> (奈良市登大路町30)	平成22年3月9日(火)〈予定〉 第二次選考受験者全員に合否 通知を郵送します

5. 選考等の概要

種	目	内	容
第一次選考	論文審査		文作成要領に従い作成してください。 一る職業訓練指導員の役割について さもに、採用後の抱負を述べなさい。 」
第二次選考	面接選考	専門知識及び職員としての適性等	について個別面接による選考

[※] 第二次選考合格者に対して、職務遂行に必要な健康状態を有するかどうかの判断を行うため、指定する医療機 関において健康診断を実施します。なお、実施方法等については第二次選考合格者への合格通知で案内します。

6

6. 応募手約	范
以 亜 事 粧	1. 応募書(様式1)
必要書類	2. 職務経歴書(様式は任意で、A4サイズ1枚で作成してください。職務経歴 のない者は、「該当なし」と記載して提出してください。)
	3. 論 文 ※ (別紙1)の論文作成要領に従い作成してください。
	4. 資格を証明する書類 ①職業訓練指導員免許の写し(該当者に限る) ②職業能力開発促進法第28条第3項第3号の規定に該当する者については、該当することを証する書類(該当者に限る) ③その他、関連する免許資格等の写し(該当者に限る)
	5. 最終学歴の卒業証明書 ※ 最終学歴が大学院である場合は、大学の卒業証明書及び成績証明書も併せて提出して下さい。
	6. 成績証明書
	7. 返信用封筒 <u>2通</u>
	(23.5cm×12cmの定形封筒2通それぞれに切手350円分を貼り、郵便番号及び住所·氏名を明記)
申込方法	必要書類を、奈良県総務部人事課人事係まで直接持参するか、又は書留で郵送してください。 ※ 郵送の場合は、封筒の表に必ず「選考(任期付職員)応募」と朱書きしてください。
	期 間 平成22年1月20日 (水) ~ 平成22年2月19日 (金)
受 付	時間 午前9時~午後5時
	※ 直接持参の場合、土曜日、日曜日及び祝日は受付を行いません。
	※ 郵送の場合は、平成22年2月19日(金)までの消印のあるものに限り受付けます。 2月24日(水)までに「応募受付票」が到着しない場合は、奈良県総
	<u> </u>

7. 採用予定時期

平成22年4月1日

8. 給 料 等

初任給は、採用までの経験年数等に応じて条例の定めるところにより決定されます。

(参考):大学卒業直後から民間企業に就職し、現在に至る場合の例

民間経験 1 年未満 178,800円 民間経験 1 0 年 219,000円程度 民間経験 2 0 年 241,000円程度

その他手当として、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当等が条件に応じて支給されます。

※現在、給与の1.1%の減額措置が実施されています。

9. 勤務条件等

勤務時間は、1週38時間45分で、原則として週休2日制です。 年次有給休暇等は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の規定に基づき付与されます。 ※なお、勤務条件等は平成22年1月1日現在の条件で表記しています。

10. そ の 他

この採用選考の応募者は、合格発表の日から1月間(第一次選考合格者は、第二次選考の合格発表の日から1月間)、 選考の結果(総合得点及び順位)について、奈良県個人情報保護条例に基づき口頭により開示を請求することができます。 なお、詳細については、お問い合わせください。

平成21年度奈良県職員採用(任期付職員)応募書

		※受付番号			
応募職種(該当する職種に○をつけてくだる	Ž())				
・建 築 科 ・造園技術科	・ I Tシステム科	・服飾ビジ	ブネス科		
5. p, f f f f f f f f f f f f f f f f f f	生年月日	性別			
	昭和 年 月 日		(写真欄)		
現住所 〒			真は縦5cm、横4cm		
〔電	話 — —) 37	半身脱帽、正面向で か月以内に撮影した		
	秀帯 — — — — — — — — — — — — — — — — — — —) も(白!	の 黒、カラーは問いません		
連絡先 〒	シ ニイ	,			
	記 話 — — —)			
勤務先 〒 	∌ ∵ -r	,			
学 歴 (最終学校とその前2つについて	話) ハナで記すして	アノだちい)		
サ (取形子校とての前2・7について 始期 終期	、, 子部•子科及016字区	ガまで記入し	(\ / (\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		
年 月 年 月					
職 歴 (会社名・官公庁名・所属部課・ 始期 終期	・役職名・職務内容・週あ	たりの就業時間 等を記	¶数 人してください)		
年! 月 年! 月		,	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
資格・免許等 (取得年も併せて記載してくた	ごさい)				
職業訓練指導員(科)· 年 月	取得 •	年 月取得見込		
上記以外の資格・免許・検定等(取得見込については「見込み」と記入)					
応募の動機					
▲ 在留資格の内容 〈注:外国籍の人のみ記載	在留資格の内容 〈注:外国籍の人のみ記載〉 (「永住者」「特別永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」及び「定住者」のうちいずれかを記入してください)				
(「永住者」「特別永住者」「日本人の配偶者等」「永住者	の配偶者等」及び「定住者」のう	ちいずれかを記入	.してください)		

論 文 作 成 要 領

【論文審査課題】 「今日の経済社会情勢における職業訓練指導員の役割についてあなたの考えを述べると ともに、採用後の抱負を述べなさい」

- 1 用紙は、A4判(日本工業規格)を使用してください。
- 2 記載方法は、縦置き・横書きとし、ワープロ、自筆いずれでも結構です。
- 3 記載内容は、住所、氏名を頭書に記載し、以下本文を記載してください。
- 4 字数については、2,000字以内にまとめてください。
- 5 論文作成にあたり、引用した論文、著作があれば、最後に著書名、著作者、頁数等を掲載してください。 (論文の字数には含めませんので、別紙として提出していただいて結構です。)

(作成見本)

(A4判)

	(11 1 🗂)
	住 所 〇 〇 〇 〇 〇 氏 名 〇 〇 〇
(以下、本文を記載してください)	

職業能力開発促進法

(職業訓練指導員免許)

- 第28条 準則訓練のうち普通職業訓練(短期間の訓練課程で厚生労働省令で定めるものを除く。)における職業訓練指導員は、都道府県知事の免許を受けた者でなければならない。
 - 3 職業訓練指導員免許は、申請に基づき、次の各号のいずれかに該当する者に対して、免許証を 交付して行なう。
 - 三 職業訓練指導員の業務に関して前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者 4 前項第三号に掲げる者の範囲は、厚生労働省令で定める。

職業能力開発促進法施行規則

- 第39条 法第二十八条第四項の規定に基づき厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当 する者とする。
 - 一 免許職種に関し、第六十一条に規定する一級の技能検定又は法第四十四条第一項 ただし書に 規定する等級に区分しないで行う技能検定(以下「単一等級の技能検定」という。)に合格した 者で、厚生労働大臣が指定する講習を修了したもの
 - 二 免許職種に関する学科を修めた者で、工業、工業実習、農業、農業実習、水産、水産実習、商業、商業実習、家庭又は家庭実習の教科についての高等学校の教員の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四条第一項に定める普通免許状をいう。)を有するもの
 - 三 免許職種に関し、廃止前の職業訓練法(昭和三十三年法律第百三十三号。以下「旧法」という。) 第七条第二項の職業訓練大学校における職業訓練指導員の訓練で、長期訓練又は短期訓練の課程 を修了した者
 - 四 旧法第二十四条第一項 の職業訓練指導員試験に合格した者

職業能力開発促進法施行規則 附則

(職業訓練指導員免許に関する経過措置)

- 第9条 法第二十八条第四項の規定に基づき厚生労働省令で定める者は、新省令第三十九条に定める者の ほか、当分の間、次の各号のいずれかに該当する者であって、第三十九条第一号の厚生労働大臣が 指定する講習を終了した者とする
 - 一 学校教育法による大学(短期大学を除く。)において免許職種に関する学科を修めて卒業した 者で、その後当該免許職種に関し二年以上の実務の経験を有する者
 - 二 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後当該免許職種に関し四年以上の実務の経験を有する者
 - 二の二 免許職種に相当する応用課程の高度職業訓練に係る訓練科に関し、技能照査に合格した者 で、その後当該免許に関し一年以上の実務の経験を有する者
 - 二の三 免許職種に相当する専門課程の高度職業訓練(職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令(平成五年労働省令第一号)による改正前の職業能力開発促進法施行規則による専門課程及び職業訓練法施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令(昭和六十年労働省令第二十三号)による改正前の職業訓練法施行規則による専門訓練課程の養成訓練を含む。)に係る訓練科に関し、技能照査に合格した者で、その後当該免許職種に関し三年以上の実務経験を有する者
 - 三 厚生労働大臣が別に定めるところにより前三号に掲げる者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると認められる者

(解説:昭和44年10月1日号外労働省告示第38号に規定。下記参照)

職業訓練指導員免許を受けることができる者(昭和44年10月1日号外労働省告示第38号)

職業能力開発促進法施行規則(以下「規則」という。)附則第九条第一項第三項に掲げる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 免許職種に関し、規則第九条に定める専門課程の高度職業訓練のうち規則別表第六に定めるところにより行われるもの(職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令(平成五年労働省令第一号。以下「平成五年改正省令」という。)による改正前の職業能力開発促進法施行規則(以下「旧能開法規則」という。)別表第三の二に定めるところにより行われる専門課程の養成訓練及び職業訓練法施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令(昭和六十年労働省令第二十三号)による改正前の職業訓練法施行規則(以下「訓練法規則」という。)別表第一の専門訓練課程の養成訓練を含む。)を修了した者(規則附則第九条第一項第二号の三に定める者を除く。)で、その後四年以上の実務の経験を有する者
- 一の二 免許職種に相当する規則第九条に定める普通課程の普通職業訓練(旧能開法規則第九条に定める普通課程及び訓練法施行規則別表題一の普通訓練課程の養成訓練を含む。)に係る訓練科に関し、技能照査に合格した者で、その後当該免許職種に関し六年以上の実務の経験を有する者
- 一の三 免許職種に関し、規則第九条に定める普通課程の普通職業訓練のうち規則別表第二に定めるところにより行われるもの(旧能開法規則別表第三に定めるところにより行われる普通課程の養成訓練及び訓練法規則別表第一の普通訓練課程の養成訓練を含む。)を修了した者(前号に定める者を除く。)で、その後七年以上の実務の経験を有する者
- 二 免許職種に関し、規則第九条に定める短期課程の普通職業訓練のうち規則別表第四に定めるところにより行われるもの(旧能開法規則別表第七に定めるところにより行われる職業転換課程の能力再開発訓練及び訓練法規則別表第一の職業転換訓練課程の能力再開発訓練を含む。)であって訓練時間の基準が七百時間以上であるものを修了した者で、その後十年以上の実務の経験を有する者
- 三 免許職種に関し、職業訓練法施行規則の一部を改正する省令(昭和五十三年労働省令第三十七号。 以下「昭和五十三年改正規則」という。) 附則第二条第一項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練(平成五年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程の養成訓練を含む。) を修了した者で、その後十年以上の実務の経験を有する者
- 四 外国の学校であって学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く。) と同等以上と認められる者において免許職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後当該免許 職種に関し二年以上の実務の経験を有する者
- 五 免許職種に関し、廃止前の職業訓練法(昭和三十三年法律第百三十三号。以下「旧法」という。) 第十五条第一項若しくは同法第十六条第一項の認定を受けて行なう職業訓練(以下「旧法の認定職業訓練」という。)であって訓練期間の基準が三年であるもの又は旧法附則第五条第一項の規定による改正前の労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第七十一条第一項の認可を受けて行われた技能者養成を修了した者で、その後七年以上の実務の経験を有する者
- 六 学校教育法による高等学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後当該免 許に関し七年以上の実務の経験を有する者
- 七 免許職種に関し、旧法の規定により行われた専門的な技能に関する職業訓練であって訓練期間及び訓練時間の基準がそれぞれ二年及び三千六百時間であるもの又は旧法の認定職業訓練であって訓練期間の基準が二年であるものを修了した者で、その後八年以上の実務の経験を有する者

- 八 免許職種に関し、旧法の規定により行われた基礎的な技能に関する職業訓練であって訓練時間及び訓練時間の基準がそれぞれ一年及び千八百時間であるもの又は旧法附則第六条の規定による改正前の職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第二十七条の公共職業補導所の職業補導であって補導期間及び補導時間の基準がそれぞれ一年及び千八百二十四時間であるものを修了した者で、その後十年以上の実務の経験を有する者
- 九 旧法の施行前に失業保険法 (昭和二十二年法律第百四十六号) 第二十七条の二第一項の施設において行われた職業訓練であって訓練期間及び訓練時間の基準がそれぞれ一年及び千八百二十四時間であるものを修了した者で、その後当該免許職種に関し十年以上の実務の経験を有する者
- 十 職業訓練法施行規則の一部を改正する省令(昭和四十八年労働省令第二号。以下「改正省令」という。)の施行の際現に改正省令による改正前の職業訓練法施行規則第二十九条第一号に規定する家事サービス職業訓練を行うために設置する施設において免許職種に関する当該職業訓練を担当している者
- 十一 免許職種に相当する昭和五十三年改正規則による改正前の職業訓練施行規則(以下「旧訓練法規則」という。)第一条の特別高等訓練課程の養成訓練に係る訓練科に関し、技能照査に合格した者で、その後当該免許職種に関し三年以上の実務の経験を有する者
- 十一の二 免許職種に関し、旧訓練法規則第一条の特別高等訓練課程の養成訓練を修了した者(前号に定める者を除く。)で、その後四年以上の実務の経験を有する者
- 十一の三 免許職種に相当する旧訓練法規則第一条の高等訓練課程の養成訓練に係る訓練科に関し、 技能照査に合格した者で、その後当該免許職種に関し六年以上の実務の経験を有する者
- 十二 免許職種に関し、旧訓練法規則第一条の高等訓練課程の養成訓練を修了した者(前号に定める者を除く。)で、その後七年以上の実務の経験を有する者
- 十三 免許職種に関し、旧訓練法規則第一条の専修訓練課程の養成訓練を修了した者で、その後十年 以上の実務の経験を有する者
- 十四 厚生労働省職業能力開発局長が前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者